

令和5年度 豊川市立長沢小学校 いじめ防止基本方針

豊川市立長沢小学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、子どもの人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そこで、教職員が一致団結し、日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していかねなければならない。

学校は、子どもたちが安心して楽しく学べる環境でなくてはならない。児童生徒が、自己肯定感や自己有用感をもち、仲間とともに成長できるよう、道徳・特別活動をはじめ、学校教育活動全体で規範意識の向上を図ったり、集団のあり方について学習を深めたりする。

また、日ごろから関係機関との連携を密にし、情報の共有を図るなど、いじめの未然防止と早期解消に向けて取り組んでいく。

本校においては、豊川市いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめ防止などのための対策に関する基本方針を以下のように定めていく。

2 いじめ防止対策組織

(1)「長沢会」の役割

毎週木曜日に、「長沢会」を行う。気になる子の情報を伝え合う。小規模の本校の特徴である「おしりやま活動」などで、全教員で全児童の指導・支援をすることを目指している。

「長沢会」での情報交換から、いじめや不登校の芽を見つけたり、名前の挙がった子に担任外の教員も声をかけたりといった日常的な活動を大切にしていく。

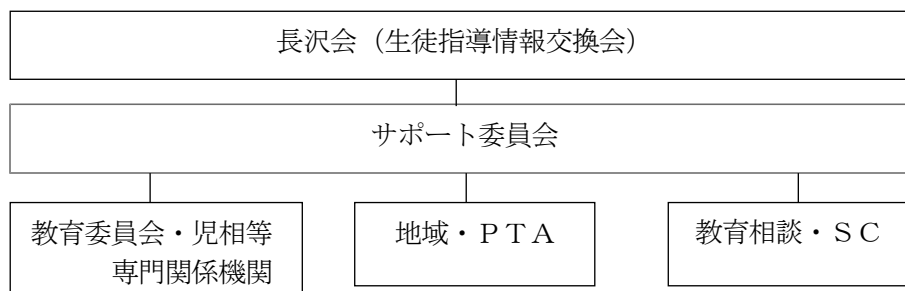
(2)「サポート委員会」の役割

いじめが確認された場合、「サポート（いじめ・不登校対策等）委員会」を設置し、いじめの兆候をとらえ未然に防いだり、児童生徒からの訴えに対し、迅速に対応したりする。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導担当、養護教諭、担任等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーなど心理の専門家を加える。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートから、本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めに、「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果を集約、分析、対策の検討を行う。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報の発信と意識啓発、意見聴取
 - ・学校便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- ④ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合や、その疑いがあるという情報があった場合、正確な事実の把握に努め、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応は、メンバー構成を検討し、迅速に対応する。必要に応じて関係機関との連携を図る。
 - ・問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(3) 組織図



3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

いじめが起きないように日頃から児童の心の居場所づくりを目指し、未然防止に力を入れていく。そして、児童が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的に生活アンケート調査を実施するとともに、教育相談の時間を設け、児童の悩みを受け取る。

(1) いじめの未然防止

- ① 児童同士のかかわりを大切にし、「みんな違ってみんなよい」という雰囲気のもと、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。【ほめ言葉シャワー・ふわふわ言葉の木 等】
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感、存在受容（あなたはあなたでいてよいという思い）が得られるような教育活動に取り組む。【おしろやまタイム・寺子屋タイム 等】
- ③ 自分の思いを言葉で表現し、仲間と一緒に解決策を導き出し、選択・決定できる問題解決力を育てる授業づくりに努める。【話し合い活動の充実 等】
- ④ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、自己有用感、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。【おしろやま活動・福祉実践教室 等】
- ⑤ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。【道徳・学活 等】

(2) いじめの早期発見

- ① 長沢会を毎週開催し、児童についての情報交換をし、職員間で共通理解を図る。
- ② 生活アンケートや教育相談を学期ごとに実施（少なくとも年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。アンケート結果をまとめ、職員会議や学校運営協議会で共有する。
- ③ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの発見・通報を受けたら「サポート委員会」等を開催し、組織的に早急に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりするなどの重大事態への対応については、教育委員会へ発生の報告をし、学校が調査主体となった場合、次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

5 いじめ解消の判断

少なくとも次の要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害者児童が心身の苦痛を感じないこと。被害者児童本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

※ 以後も当該児童に対し、継続的な声かけ、面談等を行い、新たなトラブルが生まれていないか見守る。